

平成27年度 安城市水道事業 指定給水工事事業者連絡会

平成27年11月13日(金)
午前の部 10時30分頃～
午後の部 15時頃～

安城市水道工務課給水係

(1)ー1. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について

H27年9月8日付 厚生労働省健康局水道課長より通知

鹿児島市内で発生した火災において、スプリンクラーが放水しない事案が発生。



調査の結果、施工上の不具合で、右図のように接着材がスプリンクラーヘッドに垂れ閉塞したと推定された。

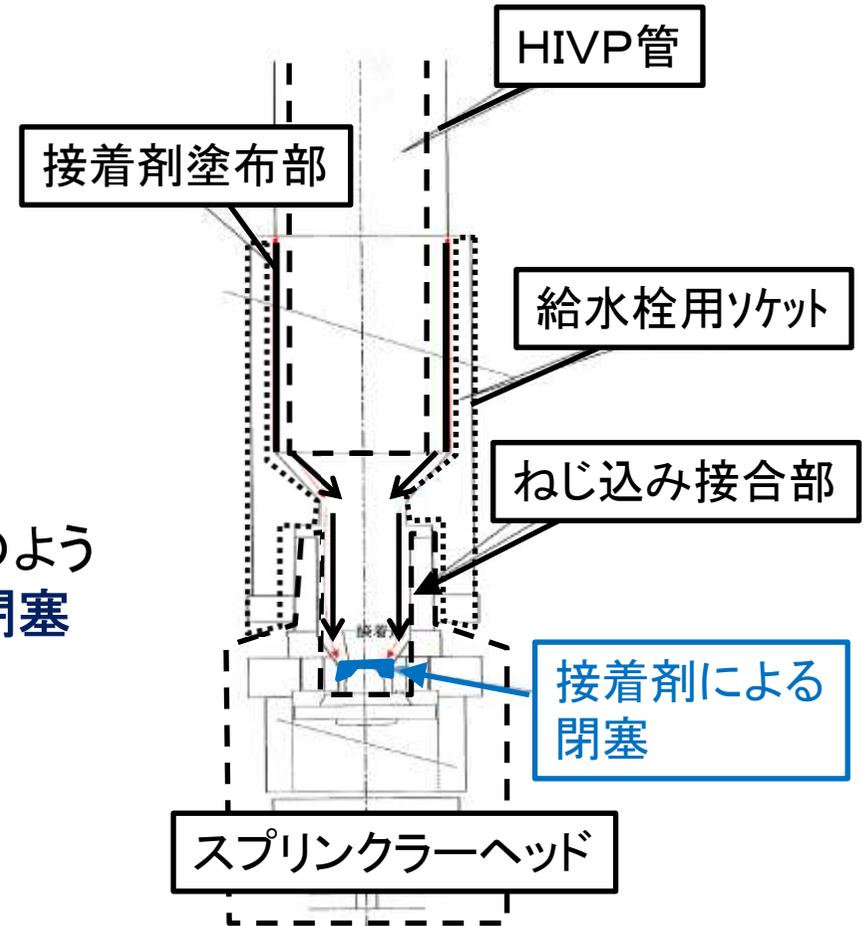


図1 接着剤塗布部からスプリンクラーヘッド部分に流下する接着剤(推定)

(1)ー2. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の 配管における適切な施工について

＜施工上の留意事項＞

(1)作業手順

硬質塩化ビニル管に接着剤を用いる工法において、ヘッドを取り付ける際は、先に配管と給水用ソケットを接合し、その接合部に用いた接着剤が十分に乾燥していることを確認した後、給水栓ソケットにヘッドをねじ込み接合すること。

(2)接合における接着剤の塗布

接着剤は、種類により塗布に必要な分量が異なるため、それぞれの製品の適量とし、均一に薄く塗布すること。

(3)十分な乾燥

接着剤の種類によって固着するまでの時間が異なる為、それぞれ製品における養生時間を確保し、十分に乾燥させること。

(4)管の面取り

接着接合に使用する管は、所定の面取りを行うこと。なお、面取りしない場合は、接着剤塗布面の接着剤が管や継手内に掻き出され、膜張り現象による閉塞や接着不良が発生することがあること。

(5)その他

透明な給水栓用ソケット等を用いることで、外側から接合部の接着剤の状況が目視できる方法があること。

(2)ー1. 給水工事の写真管理について

給水装置工事写真チェックシート (後日安城市ホームページへアップ予定)

水道引込工事 工事写真撮影見本(例)

(安城市ホームページへアップ済み)

給水装置工事写真撮影チェックシート

ver.1

- ※1 水道引込工事 工事写真撮影見本(例)も参照のこと
- ※2 本表旧の写真はなくても可とする
- ※3 写真1枚で複数項目の撮影は可とする
- ※4 下記に示していない項目についても審査時に別途指示する場合があります。

工程	種別	撮影点	確認欄
共通	着手前	道路から敷地へ向いたアングルで撮影する	
	完了	着手、完了は同一アングルとする。	
公道工事	土工(掘削)	掘削切筋・漏水処理	切筋状況及び漏水回収状況を撮影する。
		積載距離及び積込	ガラクをバケット内に入る大きさに確認する。
		機体積載距離確認	表面を下にし検測する。
		残土掘削及び積込	
	分米工(共通)	配水管出箱・土盛り	写真1枚に収まらなければそれぞれ撮影する。メモリが見えない場合はアップの写真を撮る。検測メモリの“0”は申請段階の實際境界とする。
		分水完了	分水、公道内配管が完了した状態の写真を撮影する。
	サドル分米工	掘削状況(PEP)	掘削完了後、サドルの掘削状況を撮影する。
		穿孔状況、穿孔コア	必要に応じて拡大写真を撮影する。コアは穿孔機に付いた状態で撮影する。本管がOIPの場合はコア写真は不要とする。
		サドル筋線距離確認	掘削等からの距離は300mm以上必要。
		ボリスリーブ設置	PEP管の場合は不要とする。
	密着コア設置(OIP)	設置状況及び設置前後のコア挿入機を撮影する。	
		土工(埋戻)	人力圧入状況を撮影する。圧入完了後に基準高さからの下がり検測し撮影する。
		改良土等埋戻工	圧入完了後に基準高さからの下がり各層毎に検測し撮影する。1層あたりの厚さは20cm以下とする。
		セフティーライン設置	セフティーライン設置完了後撮影する。基準高さからの下がり撮影する。
路盤工		圧入完了後に基準高さからの下がり各層毎に検測し撮影する。1層あたりの厚さは20cm以下とする。	
積載仮復旧(完了)		完了全景を撮影する。区画線もスプレー等で復旧する。積載に使用番号を青色スプレーで記入する。	
管内工事	弁種類等設置	乙止水栓設置	乙止水栓設置完了後撮影する。蓋を開けた状態で撮影する。バルブが確認できるように撮影する。
		メータボックス設置	メータボックス撮影後の放地全景写真を撮影する。放地・メーター・第一止水栓が収まるように撮影する。實際境界・築地境界からの距離を検測する。
	水道メーターボックス内	メーターボックス内の写真及び検査シール、業者票を撮影する。メーターの蓋を開けて撮影する。検査シール、業者票の文字が鮮明に写るように撮影する。区分・適合の欄は全ての水道メーター及び業者票の写真を必要。メーター・第一止水栓が容易に交換できる位置にあることが分かるように撮影する。集合住宅適合の場合水道番号をメーターボックス内側へ記入する。メーター出庫をしていない場合は間隔棒の設置でも可とする。	
その他	品質管理	検閲結果確認	撮影地を背景に撮影する。取出口事後すぐに確認し、報告書を1週間以内に出すこと。(取出口工事施工した場合のみ)
	安全設備	保安設備	警備設備で許可を受けている保安設備を設置した状態を撮影する。
		工事看板等	工事看板への道路使用許可番号の表示が確認できるよう撮影する。発注者は担当者として。交通整理員
	交通整理員	交通整理員設置状況、積載実施状況を撮影する。	

水道引込工事 工事写真撮影見本(例)

平成27年9月～

安城市役所水道工務課

(3)－1. 給水申請書類の変更について

変更点1

同一所有者・同一申請区分(新設・改造)の場合、支分・連合給水の給水装置新設等申込書の枚数が1枚で可となります。

※完了届・給水工事検査報告書も申込書と同様の扱いです

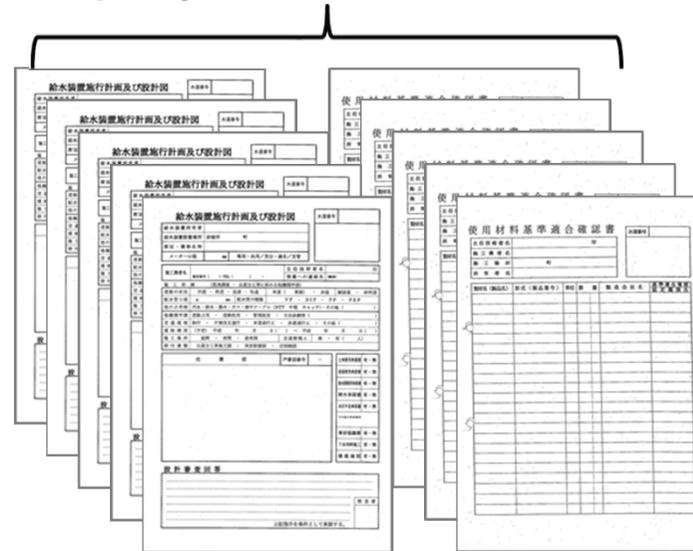
例)5件の連合給水申請の場合
部屋番(メーター)毎に提出

1枚でOK



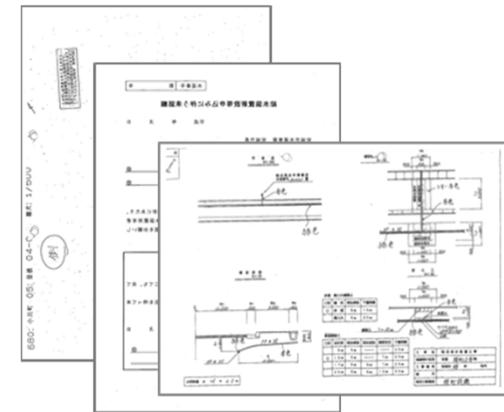
給水装置
新設等申込書

部屋番(メーター)毎に提出



・給水装置施工計画及び設計図
・材料基準適合確認表

それぞれ1枚でOK



・公図
・公道分施工図
・承諾書(水圧不足など)
・その他必要な書類

(3)ー2. 給水申請書類の変更について

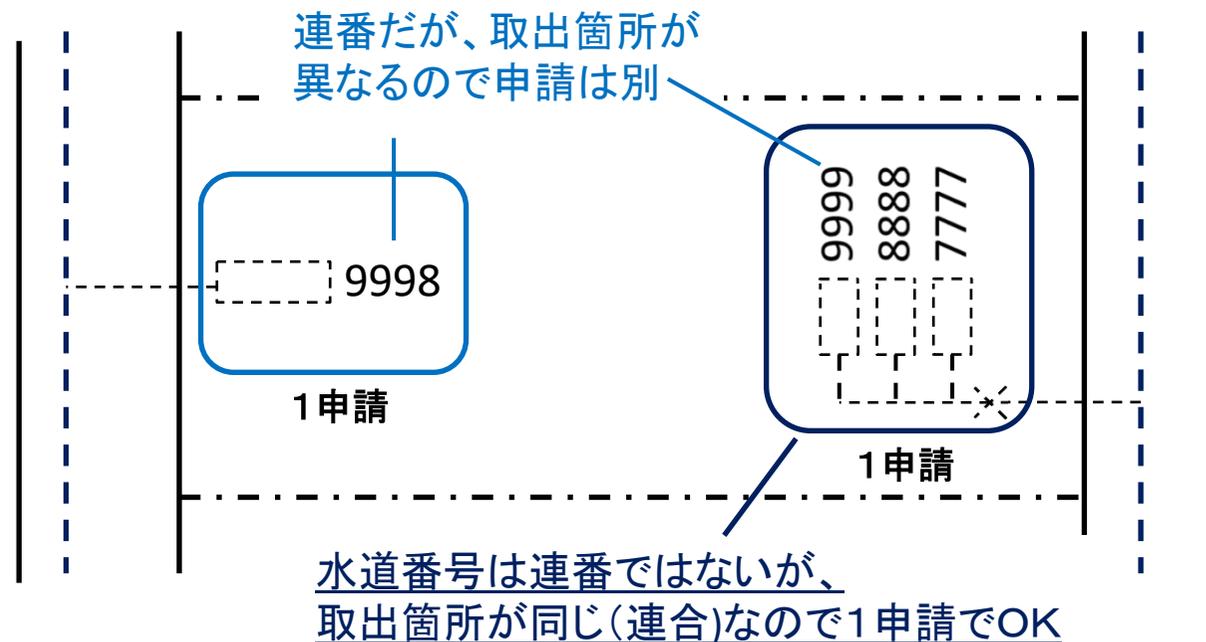
変更点2

同一所有者の場合、撤去申請は取出箇所毎1枚で可となります。

※撤去申請とは給水装置新設等申込書・設計図等、申請書類1式の意味

※完了届・給水工事検査報告書も申込書と同様の扱いです

例) 水道番号7777,8888,9998,9999を撤去する場合



(4)ー1. 安城市道の道路占用許可申請書の記載追加項目

平成27年4月1日より

安城市道の給水装置工事にかかる道路占用申請に
給水装置申請の

- ①受付年月日
- ②受付番号
- ③水道番号の記載が必要になっております。

公道上で給水装置工事を行う場合は、給水申請の承認を受けた後に道路占用申請を行うこととなります。

これにより、給水申請と、道路占用申請を並行して手続きできなくなりました。申請に必要な期間が変わりますのでご注意ください。

(4)ー1. 安城市道の道路占用許可申請書の記載追加項目

(記入例1)

道路占用許可申請書兼許可書

水道受付日	平成27年11月13日
受付番号	9999
水道番号	99999

安城市長

注意 1 太枠の中のみ記入してください。

2 該当する項目には、○印をつけてください。

申請日 平成 年 月 日

申請者	住所
	氏名 ① 電話() -
施工業者	住所
	氏名 ① 電話() -

受付日、受付番号、水道番号を記載
(分かる場所であれば特にどこでも良いとのこと)

(記入例2)

		平成 年 月 日
7	工作物、物件 又は施設の構造	別紙のとおり 水道受付日:平成27年11月13日 受付番号9999 水道番号99999
8	工事の実施方法	直 営 請 負
9	道路の復旧方法	原状回復
添付書類		
1 位置図(縮尺2, 500分の1程度) 2 土地整理図の写し		

(5)ー1. 配水管延長工事について

平成27年4月1日受付の給水申請より、
配水管延長が必要な工事の発注方法が変更になりました。
費用は原則として、申請者の負担となります。

変更点

承認工事(施主発注工事)が可能になりました。

- (1) 施工可能業者は過去5年以内に安城市内で配水管工事の実績のある業者
- (2) 配水管布設計画は水道工務課と協議が必要
- (3) 施工業者による承認工事申請が必要

従来通り、市発注でも工事は可能です。

- (1) 市が積算した工事負担金の前納が必要
- (2) 設計・積算に期間を要す
- (3) 工事負担金の入金後、給水まで通常3ヶ月(例外有り)程度期間が必要
(入札・工事の手続きなどの為)

(5)ー2. 配水管延長工事について

専用住宅に限り、簡易な積算により工事負担金を算出します。

(市の発注工事となります)

(1) 業者等、非居住者が申請する場合

$\text{工事負担金} = \text{接続費} + \text{延長費} (\text{mあたり単価} \times \text{布設延長})$

(2) 居住者が申請する場合

(1)の布設延長より、20mを引き算出

<注意点>

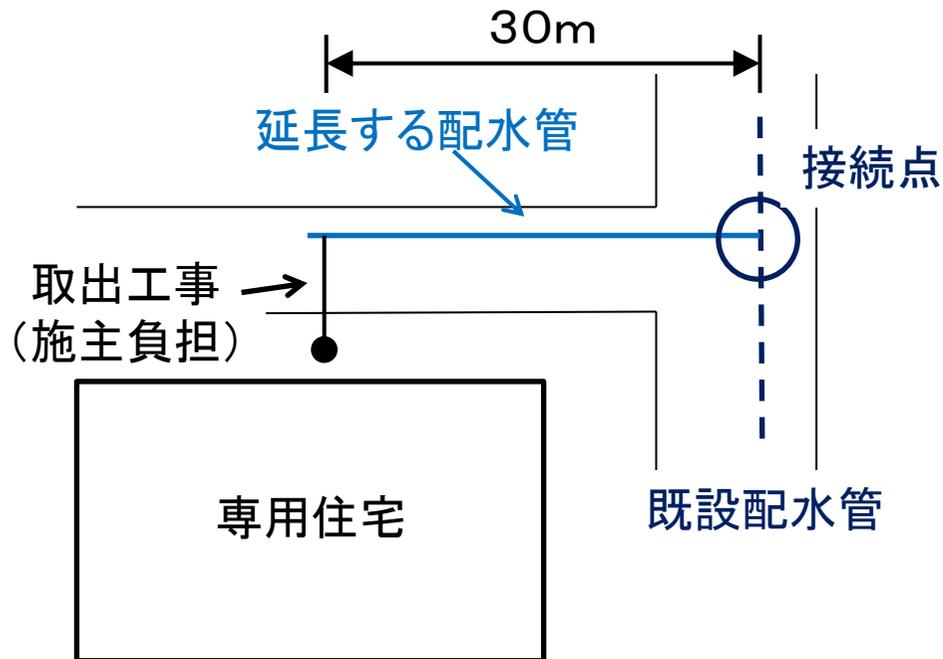
※特殊な箇所(幹線道路横断、河川橋梁など)は、簡易積算の対象となりません。

※入金確認から給水まで3ヶ月程度かかります。

※施工規模・時期・場所(県道・国道)等により、3ヶ月以上かかる場合もあります。

(5)－3. 配水管延長が必要な申込について

例) 専用住宅で、配水管を30m延長する工事の費用負担(市発注)



(1) 非居住者申請の場合

工事負担金＝

接続費＋mあたり単価×30m

(2) 居住者申請の場合

工事負担金＝

接続費＋mあたり単価×(30－20m)

※延長が20m以下の場合接続費のみ

※金額については都度、水道工務課へ
お問い合わせください